

# 議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成23年10月28日

亀山市議会

## 議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成23年10月28日(金) 午後1時～午後2時08分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席委員  
部会長 竹井道男 副部長 服部孝規  
森美和子 岡本公秀 坊野洋昭  
小坂直親 櫻井清蔵  
会長 大井捷夫 副会長 宮崎勝郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 浦野光雄 臼井尚美 松村大 渡邊靖文
- 6 傍聴者 (一般) なし  
(議員) 豊田恵理 鈴木達夫 中村嘉孝
- 7 事項  
1 議会改革推進会議「検討部会」の運営について  
(1) 議会改革の経過について  
(2) 亀山市議会基本条例に伴う課題及び事務処理について  
(3) 今後の進め方について  
2 その他
- 8 経過 次のとおり

午後1時00分 開 会

○部会長（竹井道男君） 皆さん、こんにちは。

朝からの方もいらっしゃいますので大変お疲れかと思いますが、8月19日の全協で、議会基本条例にうたってあります議会改革推進会議が設置をされまして、それを受けて7名で構成する検討部会もあわせて設置をされました。

9月定例会の開会に、部会長の方を皆さんの方から仰せつかりましたので、11月には役選もごさいます。それまでに、これまでの流れとか課題、検討について一度皆さんの方に報告をして、それから今後どういうことを取り組んでいくのか、少しその辺の、今回説明だけになりますけれども、少しやらなければいけないことの説明を中心にきょうは会議を開かせていただきました。

それでは、事項書に基づいて説明を進めさせていただきます。

まず1番目の項、議会改革推進会議「検討部会」の運営についてということで、(1)の議会改革の経過についてということで、お手元の方に資料1として、一応おさらいとしまして、これまでどんなことをやってきたのか、それから条例制定後にどんなことを今やっているのか。実はこの資料、お手元に今視察の一覧表というのが渡してありますけれども、既にもう今週、17の市町から条例の視察が来ておりまして、そこで使っている資料がありますので、少しそれをもとに事務局の方からこれまでの経緯と、今どの辺まで議論が進んでいるということの報告をいたさせますので、しばらくお時間をちょうだいしたいと思います。

それでは事務局長、お願いします。

○事務局長（浦野光雄君） それでは、資料1. 議会改革の取り組みについてということでごらんいただきたいと思います。

まず2ページ、平成16年5月ということで、6月定例会から、旧亀山市におきましては、議案質疑及び一般質問について対面式を導入してございます。

次に、同じく6月定例会からは、ケーブルテレビの行政チャンネルを利用いたしまして、一般質問のみテレビ放映を行っております。また、テレビ放映は生中継及び録画放送とし、録画放送は土曜日・日曜日の日中の時間帯に行うとしております。

次に、答弁の順序、傍聴者等にもわかりやすいよう、質疑・質問の議題順に行うということでございました。

それから、16年9月定例会から、議案質疑については一問一答方式を導入してございます。それと、質疑の回数の制限を廃止しております。

それから、18年11月に、委員会の傍聴につきまして原則公開ということで、最初の委員会で1年間を通して許可を取ってございます。

続いて、審議の効率化のための議案の朗読を省略いたしております。

それから、平成19年2月、3月定例会からは、議案質疑もケーブルテレビの生放送を開始してございます。

19年5月、6月定例会からは、議案質疑について録画放送も開始を行っております。

それから、同じく19年9月定例会からは、一般質問につきましても一問一答方式を導入しております。ただし質問回数は3回までとしております。

4ページへ移ります。

平成20年2月、3月定例会から、会派に属さない議員の一般質問の持ち時間を15分以内から20分以内に改めております。また、議会のあり方等検討特別委員会及び公営企業経営問題特別委員会を設置しております。

それから、同じく3月の議会のあり方等検討特別委員会、公営企業経営問題特別委員会の設置、それぞれ委員11名、10名を決定しております。

20年9月定例会からは、一般質問の回数制限3回までを議長の許可を得て4回までできるように変更しております。

21年9月定例会からは、本会議の映像をインターネットでも配信することを決定しております。

それから、災害及び新型インフルエンザ等の発生時における議会の対応に関する申し合わせを決定しております。

次に、議案に対する各議員の賛否状況を議会だよりで掲載しております。

それから、同じく21年9月定例会からは、本会議の映像をインターネットで配信をしております。

平成22年3月定例会と9月定例会は、議案質疑につきましては1日半設けております。また、一般質問につきましては2日半ということで、4日間とすることを決定しております。

それから、22年6月定例会からは、閉会日につきましてもケーブルテレビによる生中継、録画放送及びインターネットによる録画配信を開始しております。

次に、6ページの議会基本条例が平成22年6月に可決をいただいておりますけれども、あわせて議会の会議規則、委員会条例、政務調査費、また政治倫理要綱を条例化ということで同時に提案をして、全会一致で可決しております。

次に、22年8月、議会基本条例の市民へのPRということで、議会だよりへの掲載、リーフレットを作成して全戸に配付しております。また、ケーブルテレビの行政情報番組でも、うちの職員が基本条例のPRをあわせて行っております。

次に、9月定例会から、議案質疑の1人当たりの持ち時間を試行的に答弁を含め30分とし、決算に係る代表質疑は答弁を含め50分とすることを決定しております。なお、1年後のここの9月定例会は、試行を取って決定事項としてございます。

また、9月定例会の決算特別委員会の映像をインターネットで録画配信を行っております。

また、9月定例会の最終日には、分権型社会における議会のあり方に関する答申を議長に提出をいただいております。これをもって議会のあり方等検討特別委員会を廃止しております。

次に、8ページに移りまして、平成22年12月議会からは、ホームページにおきまして各会派の政務調査費の支出状況を掲載しております。また、各常任委員会におきましては、テーマを設定しまして調査・研究を開始し、その結果は、本年9月定例会で閉会日に各常任委員長から報告をいたしました。また、10月には、議長から市長に政策提言ということで手渡しております。

次に、9ページへ移りまして、本年3月定例会の予算特別委員会につきましてもインターネットで録画配信を開始しております。

それから、4月からは、ホームページにて議長の交際費の支出状況を平成22年度から、また23年度も月単位締めで掲載を開始しております。

次に、6月定例会からは、一般質問の1人当たりの持ち時間を試行的に答弁を含め45分とし、回

数制限を撤廃しております。あわせて、基本条例に関する例規等の見直しということで自治法の一部改正がございまして、いわゆる市町村の基本構想に関する規定が削除されましたけれども、基本条例としては位置づけるため改正をいたしております。

次、10ページでございます。

8月に、議会基本条例に基づきまして、議員全員で構成する議会改革推進会議及びその補助機関としての議員7名で構成する検討部会を設置しております。

それから、9月定例会から、試行となっていた議案質疑の1人当たりの持ち時間につきましては、試行を取りまして決定事項としております。

10月、各常任委員会における調査・研究結果をまとめ、議長から市長に提言書を提出しております。

それから、9月定例会から議会の内容を報告するというので、ケーブルテレビの行政情報番組で、「こんにちは！ 市議会です」ということで放送を開始しております。10月14日から26日まで、1日5回放送をしております。その放送内容につきましては、定例会の経過について、可決されました議案の主な概要、各常任委員会の所管事務調査についての結果報告、それと次期定例会の日程等をお知らせしております。

最後に11ページで、今後の課題ということで、1点目に議会改革推進会議「検討部会」の運営について、2点目が、予算特別委員会、決算特別委員会の常任委員会化の検討、3点目に、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場の設置に向け、実施手法の検討ということで議会報告会の検討をまたお願いしたいと思っております。次に4点目、議員定数条例の制定ということで、現在は告示になっておりますので、条例化についての検討課題として上げております。次に5点目に、議会基本条例の各規定についてどのように具体化をしていくかということで、また定着させるかということも検討いただきたいと思っております。次に6点目、議会基本条例の定着に当たっては、各議員だけではなく、私ども事務局職員につきましても自己研さんに努めることが重要であり、今後どのように各自の意識高揚を図っていくかというふうに課題を述べてございます。

以上が議会改革の取り組みについてでございます。

**○部会長（竹井道男君）** 今、事務局長から議会改革取り組みの経緯ということでご報告をさせていただきました。

今後の課題についてはこれ以外にも当然いっぱいあります。ここの部分がこれから各委員の方にご議論願うところなのか、ちょっと簡単なものが上げられているということで、ここについてはこれから議論をするということでご理解を賜りたいと思っております。

ですから、10ページまでの間で、ほぼ議運で議論されて確認されているものでございますので、特にご質問がなければ、報告だけでかえさせていただきたいと思っておりますが、よろしいですかね。

はい、櫻井委員。

**○委員（櫻井清蔵君）** 2人会派のは改革やと思うんやけれども、それが入ってないように思うんやけど。そこら辺はどうやな。それがちょっと抜けておらんかと思っけんけれども。

**○部会長（竹井道男君）** たしか小坂委員が議長のときの代表者会議で決めて、全協で確認された。その日程については追加をさせていただきます。多分21年だと思っておりますので、このインフルエンザのときですので、時期を調べて掲載をさせていただきます。つくり変えたものをまた次にお示しをさ

せていただきます。

ほかにお気づきの点がありましたら、よろしいですかね。

一応おさらいということで、一応こんなところに来ているということで報告をさせていただきます。

よろしければ、次に移らせていただきますが。

はい、櫻井委員、どうぞ。

○委員（櫻井清蔵君） それから、これは当然定数のことも今後出てくると思うんですけども、一応議員提案で定数条例を上げられたわな。そこら辺の可否の問題が出てくると思うけどな。これは関係ないのかな、こんなことをやりましたよと。

（「結果だけです」の声あり）

○委員（櫻井清蔵君） 結果だけやな。それも何年の何月に何かやっとなるわさ。

（「これも21年ですね」の声あり）

○委員（櫻井清蔵君） それはどのような扱いを。この議会改革の経過について、当然議会改革推進会議の中で、定数問題とか報酬問題とかというのは議題の一つになるのかわからんけれども。

○部会長（竹井道男君） すみません、私の方からもうちょっと、説明が足りなかったの。

この後、今後の課題についてもう少し説明を別紙でさせていただきます。ただ、ここに書いてありますのは、条例がつくれていないということだけです。だから、人数については何も書いてないです。その辺の議論は、今後どこでやるとか、どうするんだというのは、また皆さんの方にご意見をちょうだいしよう。ただ、定数条例がないもんですから、またこの後説明に入りますけど、定数条例がないということは、変更手続も今決めていないんです。報酬の方は変更手続も含めて全部つくってあって、パブリックコメントのときでも手続が明記されていないみたいなことも言われていますので、人数は別にしまして、定数条例はつくらざるを得ないだろうと。それができますと、こここのところに定数を変更する場合はこういう手続でやりましょうという一文が入りますので、人数は別にして、今後どこかのタイミングで定数条例はつくる必要がありますねということだけですので、どんな議論になるとか、どんな方法であるとか、これはまたここで議論していただこうというふうに考えております。ですから、こういうのは、条例をつくらざるを得ないというところだけご理解を願いたいという意味です、ここに書いてあるのは。どう決めるかは、また皆さんの方でご議論をしていただこうと。

はい、櫻井委員、どうぞ。

○委員（櫻井清蔵君） 基本的には、このずうっと平成16年5月、市町の合併前からのいろんな流れと、合併後の流れとあわせてずうっと経緯が述べられておる中で、基本的に一度は定数条例の案件があったということもやっぱり記載すべきではないかと私は思っておるんやけどな、経過の中にな。そういう意味ですわ。

○部会長（竹井道男君） わかりました。

小坂委員、どうぞ。

○委員（小坂直親君） ここに書いてあることは、全員が申し合わせの上での了解事項によって、この議会の中身の運営のことであって、あれは議員提案だっても全部が賛同しておるわけやないんで、反対もあって賛成もあって、あくまでも同意しておる議員だけが出しておるやつであって、議会全体のことでないんで、水野さんが出したことについては議会全員にかかわるものやないで、賛同した

ものでもないし、従わなければならないものではなかったのに、これをここに上げるべきでは僕はないと思います。

僕はここに上げるのは、全員が過去に申し合わせ、了解事項がすべてここに上がっておると思うんで、あれはあくまでも賛否両論あって、全員がするものでもなかったんで、その経過はあるにしても、それは上げる必要はないと。

**○部会長（竹井道男君）** ちょっとすみません、こちらの説明不足で。

一応今お示しをさせていただきましたのは、各市町からご視察にいっぱい来ていまして、その中の資料をちょっと使わせてもらいました。ですから、もっと細かに、今小坂委員がおっしゃいました、決定されたものしか今載っておりませんので、もう少し事細かな経過を載せよということは別建てでつくった方がいいと思います。これはたまたま視察用の資料をちょっと用いて、これまでの流れはこんなもんですということを見せていただきましたので、もうちょっと明確に、いつだったかとかいうのがわからんということであれば、別建てでつくることは可能ですので、ここは一応決定事項だけが載っているというふうにご理解していただくとありがたい。

また少し正・副で話をさせていただいて、どういう取り扱いをするか決めさせていただきます。今回は決定事項が載せてあるということで、ご理解をしていただきたいと思います。よろしいですかね。

もう少し整理ができれば、また調整をさせていただきます。

よろしければ、次に入らせていただきます。

先ほど議会改革の説明の中で、7ページに、9月にあり方の委員会から議長へ答申を出しました。その内容が、今お手元にお配りしてございます課題及び事務処理の経緯という横書きの資料ですね。これが当時議長の方に特別委員会が整理して渡したものです。

この中身で、この1年間どんなことが進んだのか、それからまた今後どういうところを詰めていく必要があるというものを事務局と正・副で少し整理を昨日までに済ませましたので、その内容について事務局から報告をさせていただきます。それが終わりますと、次の、今後どう進めるかということに入らせていただきますので、いましばらくちょっとこの資料をもとに事務局からの説明をさせていただきますので、お願いをしたいと思います。よろしいですか。

（発言する者なし）

**○部会長（竹井道男君）** では、臼井室長から説明をいたさせます。

**○室長（臼井尚美君）** 左側に基本条例の条文が載っております。そして、真ん中にこの条例に関係すると思われる関連規定、地方自治法とか市の条例を載せております。そして、右端にこの条文に関係します、今後検討していく事項とか課題とかを載せております。

1枚めくっていただきまして、まず定義、第3条ですけれども、「○その他の団体の範囲」と書いてありますけれども、これがその当時、議長に対して、課題とか、それから今後検討していくものという形で示したものです。

そして、この色分けですけれども、一応既に調整とか実施しているものは青字にしております。そして黒字につきましては、まだ未着手のものとか、それから今後検討していくものを黒字としております。

それでは定義、第3条ですけれども、その他の団体の範囲ということで、これにつきましては、まちづくり条例に倣うということで、すべての団体を指しております。それから、これにつきましては、

毎年度1回ずつ見直しをしていくというふうになっております。

それから第4条、議会運営の原則ですけれども、これの課題といたしまして、これには説明責任とか市民に対する情報公開、それからわかりやすい議会運営などがうたわれておりますことから、まず1番目の丸ですけれども、委員会の公開について委員会条例の改正というのを行いました。これは平成22年6月議会で上げております。原則公開とすることの改正でございます。

それから二つ目に、市民に対する説明責任はどのように果たしていくかということで、まだこれは黒字になっておりますが、もっといろいろな方法があるということで黒字になっております。そして、今現在行っておりますのが、定例会のケーブルテレビでの生中継及び録画放送、定例会及び予算・決算特別委員会のインターネット録画配信の実施。それから、常任委員会等の行政視察の報告をホームページ、議会だよりに掲載する。それから、平成22年12月より、22年度分から政務調査費の収支報告書をホームページに掲載、また議会図書室では、収支報告書、会計帳簿の閲覧を実施しております。それから、領収書等については情報公開請求によるとしております。それから、平成23年4月より、22年度分から議長交際費の支出状況をホームページに掲載しております。それから、平成23年10月、9月定例会より、ケーブルテレビを利用いたしまして「こんにちは！ 市議会です」を放送を開始しております。それから、この「こんにちは！ 市議会です」につきましては、今後は15分番組を考えておまして、内容をより充実していくために、内容を検討する場の検討が必要というふうに考えております。

それからその次に、監視及び評価をどのように行っていくかということで、これは昨年8月12日の議会運営委員会で決定されたことなんですけれども、平成21年度決算審査においては、決算特別委員会委員長報告に総括した評価と特に必要な事業別評価を記載し、本会議における委員長報告とすることを決定しております。

それからその次に、政策の立案及び提言をどのように行っていくかということで、常任委員会、予算・決算特別委員会における自由討議の場を設定。これも昨年8月12日の議会運営委員会で決定をしております。この別紙ナンバー3と書いてありますのは、お手元にもう1冊置かせてもらってあるんですけれども、ここにそのときに決めました自由討議のフローをつけさせてもらっております。それから、全員協議会におきましては、自由討議については全員協議会規程を昨年7月20日に公布、施行しておまして、ここに規定をしております。それから、委員長報告の充実を図るということが決められております。

それから次に、市民の傍聴の意欲を高める議会運営とはということで、本会議、委員会の傍聴席へ議案等を一部配置と、質疑・質問要旨一覧を傍聴者全員へ配付。それから、議案や委員会資料等は、傍聴者等からの希望があれば無料でコピーすると。それから、平成23年4月から、1階ロビーに会議案内板を設置。平成23年4月から、ホームページに会議のお知らせを掲載となっております。

それから、機能が十分に発揮できる委員会のあり方とはということで、亀山市議会会議規則の一部改正。これは委員会が議案を提出できる旨の改正を昨年6月議会で行っております。それから、議員間の自由討議の実施。それと、あと課題となっておりますのが、予算・決算常任委員会の設置の検討。これは、平成18年の地方自治法の改正によりまして、常任委員会の所属制限が撤廃されたことによるものであります。

それからその次に、議員相互間の自由討議を中心とした議会運営とはということで、どのような場

で、いつ、どのぐらいの時間行うのか、また自由討議の課題のテーマはだれが決定するのかということ、常任委員会、予算・決算特別委員会における自由討議の場の設定ということで、これは今年の8月12日の議会運営委員会で決定をしております。それから、先ほどと一緒ですけれども、全員協議会におきましては、全員協議会規程に規定をしております。それから、全員協議会の自由討議のテーマは議長が決定をするという形となっております。

それから、第5条、議員の役割、責務等ですけれども、その課題といたしまして、倫理条例の制定ということで、亀山市議会議員政治倫理条例の制定を今年の7月15日に公布、施行しております。これは、以前政治倫理要綱であったものを新たに条例として制定をいたしております。と同時に、政治倫理審査委員会の規程も制定をいたしております。

それから、市民に対する説明責任はどのように果たしていくかということで、これは先ほどの第4条の再掲となっております。

それから、第6条、会派につきましては、会派結成人数を3人から2人とするということで、2人会派は代表者会議、議会運営委員会へは委員外議員として出席できるが、採決には加われないということ平成21年10月の代表者会議で決定をしております。

それから、第7条、議員研修の充実及び強化といたしまして、今後の課題ですけれども、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、コンサル、大学等との連携・委託となっております、予算化について今後検討をしていくとなっております。

それから、第8条、市民の参画ですけれども、第8条第5項にあります情報及び意見を交換することができる場の開催要領の作成ということで、議会のあり方の中では一応案は示されておりますけれども、まだこれができておりませんので、これを作成し、実施をしていくということが課題となっております。

それから、全員協議会、常任委員会協議会、代表者会議の位置づけと公開ということで、これにつきましては、昨年7月20日に三つともそれぞれの規程を設けまして位置づけを明確にしたのと、それと原則公開としております。しかし、代表者会議は公開としないというふうに決定をしております。

それから、委員会の公開については、第4条の再掲をしております。

それから、委員会ごとの政策づくりのための市民との懇談会ということで、今年度進めていただきましたそれぞれの委員会がテーマを決めまして、所管事務調査の実施を行いました。

それから、市民に対する説明責任はどのように果たしていくのかということで、これにつきましては第4条の再掲をしております。

それから、第9条の議会及び議員と市長等との関係ということの課題ということで、反問できる者の範囲、それから内容、回数を明確化となっております、これにつきましても今年の8月12日の議会運営委員会の方でやり方等は決定をしておりますが、取扱要領がまだできていないということで、この作成が課題となっております。

それから、市長の提案説明、第10条ですけれども、これの課題といたしまして、重要な政策とはどのようなものを明確にしておくということでございまして、具体例といたしましては、基本構想、基本計画、10年以上の計画、実施計画以外の予算計上前の新規事業、それから既存政策の大幅な転換があった場合を一応具体例として挙げております。それから、議論の場のあり方の検討ということで、委員会付託のあり方とか、その方法の検討が今後必要というふうに思っております。

それから、個々の議員の資料要求も含めまして執行部への資料要求の仕方ということで、これは昨年の8月12日議会運営委員会の中で、会派の申し出により議長が行うという形で決定がされております。

それから、議決を要しない計画等への議会への意見反映はどうするのかということで、今後、委員会協議会か全員協議会での協議が必要というふうになっております。

それから、全員協議会規程の第6条の運営がちょっと今まではっきり明確にされておられませんので、運用方法を明確にして、これとの整合を図る必要があるというふうに考えております。

それから、議会への議決事件、第11条ですけれども、これはことしの6月に条例改正をいたしました議会基本条例の一部改正ということで、地方自治法の一部を改正する法律によりまして市町村の基本構想に関する規定が削除されたことに伴いまして、当条例の改正を行ったものです。条例を記載してあるところを見ていただきまして、左側ですけれども、上の黒字が以前の条例で、下の青字が改正後の条例となっております。

次に、行政の監視及び評価、第12条ですけれども、これは第4条の再掲をしております。

それから、第13条、政策の形成及び提言ということで、これにつきましても政策の立案及び提言をどのように行っていくのかということで、第4条の再掲をしております。

それから、第14条、議員間の自由討議といたしまして、これにつきましてももう実施をしておりますので、第4条の再掲をしております。

それから、第15条、政務調査費の執行及び公開ですけれども、これにつきましてはホームページや市議会だよりの政務調査費の公表ということで、第4条の再掲をしております。

それから、二つ目の丸ですけれども、公表及び閲覧請求、情報公開等があった場合の責任者・対応者は、事務局、また会派代表者、経理責任者とする。

それから、閲覧場所の設置といたしまして、ホームページのほかに、図書室においては収支報告書及び会計帳簿を閲覧に備えると。

それから、会派経理担当者会議の実施ということで、平成23年2月に、使途基準を明確にしました「政務調査費の手引き」を作成いたしまして、2月10日に各会派経理担当者会議を実施いたしました。今後、年1回の開催を基本としております。

それから、亀山市議会政務調査費の公布に関する条例の一部改正ということで、平成22年6月に行っておりまして、会派の構成人員が3人から2人以上に改められたことによりまして、この条例についても改正をしております。

それから、第16条、議員の政治倫理でございますけれども、これは第5条の再掲で、倫理条例の制定を載せております。

それから、17条、議員の定数ですけれども、これは今後の課題ということで、定数条例の制定と。現在は、告示で運営をしております。定数条例が制定された時点で、本条の改正が必要となってきます。この改正の方法につきましては、第18条の議員報酬を参考にとというふうに考えております。

それから、議員報酬、第18条ですけれども、これにつきましては会議規則の一部改正をしております。内容につきましては、委員会が議案を提出できる旨の改正を昨年6月に行っております。なお、改正につきましては、人勧等によるものにつきましては執行部の方が改正をするとなっております。

それから、第19条、議会改革推進会議ですけれども、これは19日に規程を制定いたしまして、19日に推進会議、また検討部会を設置いたしております。

それから、第20条、議会事務局の体制整備といたしまして、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助するため、大学やコンサルタント等への調査・研究の委託やサポート体制の整備ということで、委託業務の予算化が今後の課題となっております。

それから、第21条の議会図書室の充実といたしましては、図書室の場所の確保ということで、平成23年1月に図書室の整備をいたしております、図書については随時充実を図っていくとしております。

それから、第23条の条例の検証及び見直し手続につきましては、この検証及び見直し手続を明確にしていく手順書が必要だということが課題となっております。

それから、本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部、外部の検証のあり方が今後の課題となっております。

以上がこの条文に対します検討と、そして今進めてきました事務処理の流れでございます。以上です。

**○部会長（竹井道男君）** ただいま、臼井室長より、昨年特別委員会から議長に提出をいたしました、今後こういうことが事務処理でありますよというものを整理したものをご報告をいたさせました。

青字と黒字で、それぞれ終わったもの、また今後さらに検討を要するものということで、こういうものが今まだ残っているということで確認をしていっていただくための資料としてつくらせていただきました。

あと、今回は、この内容を一個一個議論をしてもなかなか順番とか手順が必要となりますので、この内容をきょうは皆さんの方にご確認をさせていただいた後、改めて正・副、事務局が入って、少シランク分けとか優先順位をつくらせていただくというふうを考えております。一気に全部できませんので、少し急ぐもの、それから若干おくれてもいいものというぐらいに分けて、改めて議論の順番的なものをつくって、皆様の方にまたご議論をさせていただこうというふうに今考えております。今回はちょっとそこまで間に合わなかったものですから、とりあえず各条例ごとの完了したものと今後の課題点ということでまとめさせていただきました。

この資料の中でご確認されたいことがございましたら、またご発言をお願いいたします。要は内容だけの確認になりますけれども。

よろしいですか、こんなものが今からご議論願うという、ただ全部ここでやるのかどうかということも絡んでまいります。議運でやる場合もありますでしょうし、代表者会議ということもありますので、その場所の部分も改めてここで議論をお願いしようかなというふうにあわせて考えております。

次回までに整理して出ささせていただこうというふうに考えておりますので、今回は一応こういうものがあるということでご確認だけをお願いして、よろしいですかね。

（発言する者なし）

**○部会長（竹井道男君）** じゃあ、これに基づきまして、3番目の今後の進め方で、きょうはちょっとお諮りをしたいことが二つございまして、1点は今ご報告いたしました、少シ正・副委員長と事務局で内容を精査したいということが1点でございます。それからもう一つ、急いでご議論をお願いしたいというのが、後期基本計画の議論の進め方です。

基本構想につきましては、これまでは法律で決まっておりましたので、議決範囲ということでしたが、基本計画もこの条例をつくる段階で議決範囲といたしました。今回初めて来年後期基本計画の制定があるということで、この辺のところをどうやって議論を進めていくのかということ早急にこちらである程度流れをつくって、次あたりにご議論願いたいと考えております。

簡単に私の個人的な感覚でいきますと、これまでですと、前回の構想のときには、各党派でご議論を願って意見集約をしたものが担当部局と整理をしておりました。今回は、政策形成ということもございまして、できれば議会が、内容一本化という意味ではなくて、議会で行政の方に少し意見として出したいと、要するに党派ごとではなくてですね。内容は別ですので、要は議会という形で少し出せないかなということ。それから、あと日程的には相当タイトになっておりますので、何か1月の中・下旬にはパブリックコメントもあるということですので、できればその期間までに議会としての意見がある程度集約したり、まとまらないものはまとまらないままでいいと思いますが、議会としての意見を市長の方に出せないかなということ。

それから、もう1点ございますのが、基本構想の場合は総務委員会に付託でよかったんですけど、この基本計画になりますと各分野にまたがっていると。そうなりますと、付託のあり方も、やはり従来総務委員会だけでしたのが、じゃあ三つの委員会に分けて出すのかとか、そういう議論もしていただきたいなど。いやいや全員でやるということになると、委員会をつくらなくてできませんので、例えば特別委員会になるのか、分科会型で仕分けていくのかとか、少しその議論が1月ぐらいには結論を出していかないと、進め方はもうちょっと遅くても、3月には間違いなく提出するというふうに聞いておりますので、付託のあり方は2月中ぐらいに決めなければいけませんし、議会側が従来の党派ではなくて議会として出そうかということになりますと、その辺の議論の場所とか、どんなふうにまとめるのかというのは1月の中旬ぐらいまでには、ちょっと12月議会がはまりますので、1月の中旬ぐらいまでには結論をお願いしたいというふうと考えております。

ですから、これを逃しますと5年後しかありませんので、次の5年後は総合計画と今度は前期基本計画の議論になるということで、5年後のたたき台になりますので、一番各委員の皆様をお願いしたい議論としてはこれが最優先としてお願いをしたいというふうと考えております。その後、私どもがつくった内容を受けて各委員の方から優先順位も少しつけていただいて、少しずつ議論を進めていこうというふうと考えております。

以上が今後の進め方として今正・副委員長で整理をしたものでございますが、2点ですね、一つは内容をもう少し整理したものをご提出させていただいて、順番をつけていただく、それからもう一点は、後期基本計画の議論をどのように進めていくのか、当然本会議の進め方も含めてご議論を願おうかなと。ある程度行きましたら、あとは議運の方に持ち込むのか、ここで全部議論していいのかというのがありますので、役選以降で、少し具体的な議論も詰めていければなあということ考えております。

ちょっとわかりにくかったかもしれませんが、要は、後期基本計画をどう議論を進めていくのか、場所はどこでやるのか、まとめ方はどうするのか、それから3月の付託を受けた場合にどんな付託を受けてやるのか、そんな議論を今後お願いをいたしたいというふうと考えております。

そんなことを今後早急にこの検討部会をお願いしたいと考えておりますけれども、ご意見がございましたらちょっとお聞かせ願いたいと思います。私の方からはそれだけでございます。

ある程度の進め方の素案はつくっていいこうとは思いますが、たたき台がないとなかなか議論はできないと思いますが、少し事務局と調整をして簡単なたたき台はつくらせていただきたいと思いますと考えております。

はい、櫻井委員、どうぞ。

**○委員（櫻井清蔵君）** この市長の提案説明の10条の中のこれのところやと思うんやけれども、きょうも代表者会議でちょっと確認させてもろたんやけれども、9月の定例会のときに、総務委員会資料として資料6で出てきたと。それで代表者会議で議長に確認させてもろたら、ちゃんと議長の了解を得た中でのことかと言ったら、議長は知らない、説明を受けてないというような形で、そこら辺も一遍改革をというよりも、この10条に市長の提案説明の中での重要案件というのかな、ただ合併特例債を溶融炉に使いますよというような考え方でやってきたけれども、もとの合併特例債の問題は今まで議会としてもやってきたけれども、それも議長も知らんときにぼんと出されておるということは、今後そういうような行政と議会のあり方をもうちょっとされていくんやったら、後期基本計画は各常任委員会に分割してやると、言いたいことも言えないというような心配をしていますけど、そのところの意見を一遍皆さんに聞いていただきたいと思います。

**○部会長（竹井道男君）** わかりました。

今、櫻井委員からもお話がございました。少したたき台がないと議論が進まないかなということで、もう少しこちらの方で流れみたいなものをつくらせていただいて、そこで今のご意見みたいなものも聞きながら整理していこうかなと。今だとまだちょっとイメージがわいていないと、理事者側との調整も要りますので。ただ、総務委員会に一本というわけにはいけませんので、特別委員会、要は分割するか一本でやるかという議論になると思いますので、そうなりますともう少しこちらでも整理して、次回にそれをお示しさせていただいて、そこで議論を願おうかなというふうに今考えておりますので、もしご意見があれば今のうちに確認をして、その内容も盛り込めるようにはしたいと思いますので、今櫻井委員がおっしゃっているのはどういう方法でやるのかということです、それも含めて次回出させていただいて、その結論は1月までには出さないと間に合わないというふうに考えておりますので、議論の仕方、場と議論の仕方ですね、次回にそれを少し出させていただくというふうに考えております。

櫻井委員、どうぞ。

**○委員（櫻井清蔵君）** だけど、どこまで確認できたかわからんけれども、12月にこれが出てくる可能性が大なんですわな。この12月に議案として出された場合に、当然議案の審議内容で付託をする場といても、どのような取り扱いをするかは議運の方で決めてもらわなあかんことやけれども、議案内容について。一括審議でやった中で議会で質問になると、なかなかほかにも皆さん議員としていろんな時間も必要やろうと思いますし、それでそれが出てきたらそれに集中してやらんらんと。とても時間がないというようなことも踏まえて、早急にそこら辺の様子もつかんでもろて、今部会長が言わったように、1月ということではちょっと、この案件はでかいでな、この22年からたくさんの議論をしてきた中で突如のあれやで、どうやろなと思っておるんやけど、どのように取り扱ってもらわなかわかりませんから、それも一遍。

**○部会長（竹井道男君）** わかりました。

今、新市まちづくりの方はちょっと想定していなかったんで、当面3月の後期基本計画の一番大き

なテーマなんで、ただ新市まちづくりも10年分ありますので、これについての議論のあり方をここでやっていいかどうかをちょっと決めやないかん。

先走って申しわけないですけど、次が11月22日に議運がありますので、そこでもう一度皆さんの方からご意見をちょうだいしようと思っています。ですから、その段階である程度方向性を出していただけるように議論願えれば、理事者側とも対応できると思います。要は全体でやるのか、個別でやるのかというご意見ですよ、今の意見は。そういうことであれば、その場の設定をどうするのか、例えば3委員会合同でやるみたいな話になるのかとか、また内容によっても変わりますので、とりあえずこの委員会の方との調整も要りますし、正・副委員長会議も開かないかんとか、さまざま出てくるんで、できれば役選以降で、体制が変わったところで議論した方が一番いいかなというのがありましたので、22日までに少し整理をさせていただいて、ちょっと動きづらいのがあります。委員長も全部かわりますのでね。正・副委員長会議を議長が起こしていただいて、少しそっちのご意見もちょうだいしたり、当然議運でもちょうだいしたりという格好になるので、最終的に、今おっしゃっているのが後期基本計画の議案はどう進めるのかというのと同じようなことですので、ただ時間的に12月というと本当にもうぎりぎりなので、もっと違う場でもう一度ご議論願うかですね。議長の方で今度やってもらう方が早いかなと思いますが。

とりあえず22日ぐらいまで時間をいただかないと、あと役選とかいろいろ絡んでくるので、整理もつかないということで、もう一遍22日にお願いをして、少したき台を出そうかなというふうに思っていましたので、それまでというとなかなか時間的に場所がないんですよ、委員会を入れる。当然議長もかわったりすると委員長もかわったりしますので、議運の委員長さんもかわりますので、今決めておいても、また改めて調整し直しとなるんで。もうちょっとはよせいということであれば若干前倒しはさせていただく、それでも1日ぐらいですかね。委員会の行政視察が入っていますので、だから入れても21日ぐらい。そうすると22日の議運には間に合いますけどね。日程的にはそんなもんだらうというふうに考えております。

はい、櫻井委員。

○委員（櫻井清蔵君） とにかく、流れもあるかわかりませんが、この10条の中で、やっぱり市民の皆さんにも十分理解してもらった中での議論をしていかんならんと私は思うの。特にここにある、一番下かな、これでつかい変更やわな、これ。新規でもないし……。

（「これは既存の大幅な転換ですね」の声あり）

○委員（櫻井清蔵君） だから、ここに上げてもらって、これどえらい課題やでな。

まして、今、政府が国会で提案してはる、5年延長というのが出てきましたわな、合併特例債の活用について。それが知っておったんか知らんかったんか、駆け込みか、恐らくこの8月の段階では行政は駆け込みやと思うんやけどな、そのような情報をつかんでいないし。

きのうもちょっと担当の企画部長と話しておって、特例債活用が災害被災地を中心にやるための10年というようなことでやっておったけれども、被災地だけとは違うのやと。5年間は被災地絡みのところで延長することができる。というのは、5年間の中で縛りがあるのかないのか一遍確認してあるのかと言ったら、してないと言うのさな。恐らくこれは縛りなしに、合併後10年間には特例債を出すので、市町は合併してくださいというので、それがまだ整備していないで駆け込み需要になってはいかんで、もう5年、もう少しじっくり考えよと。国にも金がないと思うんやけれども。そこら

辺が12月を出してくると思うんですけどな、私は。確かに11月11日に役選があるで、正・副議長、各常任委員長、委員会の構成はみんな変わると思うけれども。

○部会長（竹井道男君） 小坂委員、どうぞ。

○委員（小坂直親君） 今言うとするのは、総合計画の基本計画をこの中でどうしようかということで、僕が思っておるのは、前回の総合計画は各会派から審議会へ1名ずつ4名行っておって、それである程度各会派の調整もできて、だけど今回2名やんかな。議会代表を出しておって、それで議会でもむということにすると、その2人の方の立場、こんな議決を要する案件のところへ議会から出すことはもうこれからはやめるべきやと思うよ、やっぱり。議決を要する案件の審議会に入っていくということは、報酬審議会とかいろんなものにはすんなりと入っていくにしろ、都市計画とか、そういう直結予算を伴うものやとかはやむを得んでしょうけど、今回みたいに基本計画が議決を要するものなのに、審議会議員として議会から出すということはちょっと考え物であるし、今回2名行ってもらっておる方が了解のもとで出てくるやつを議会みんなが審議するんやということについては若干不自然もあるんで、今の櫻井さんが言われている問題なんかは、どっちかという、これからどうしたらいいかという、やっぱり予算特別委員会があるんなら予算特別委員会を一過性にせんと、予算というのは補正予算も当初予算もあるわけで、予算特別委員会、あるいは予算の関連の集中審議というやつを持ってくると、いろんな意味で予算に絡む計画から絡んでくるので、集中審議として全協がいいのか、議運がいいのかといえ、やっぱり特例債の問題とか、総合計画の問題とか、まちづくりとか、多岐にわたるんで、それは執行部と話し合いやけど、議員間討議を含めて集中審議できる議会、国会でもやっておるように、予算委員会の中に金融の集中審議という、今までの各会派へ振り分けるんやなしに、予算特別委員会は常任委員会化するにしろ、予算特別委員会をつくっておけば、3月だけで終わることなしに、補正予算を含めていって予算関連で集中審議しようと思えばできるわけやで。それやったら、予算であれば議長以外全員やで、それで執行部と集中審議をするということもこれからもやっつかんと、やはり今みたいに問題が多岐にわたって、問題が大きい場合は、常任委員会とかそんなところでは無理があるんですよ。

だから、そこら辺についても、今頭の中にないにしろ、この議会改革の中でそういう案件については集中審議ができる場もこれからつくっていく必要があると思うんで、私が思っておるのは、総合計画に2名入っておることについて、また改めて是が非でも出すかというのは、前回の総合計画のときにもいろいろ議論はあったと思います。だから、前回ときには各会派から1名ずつ入れておって、ある程度会派へ持ち帰って、意見もある程度すり寄せたけど、基本構想の場合はかなり抽象的な案件であって、さほど字句の訂正とかというときも少ないと思うけど、基本計画になると事業名が具体化してくるんで、かなり左右すると思うんで、これは確かに時間もかかるだろうし、かなり審議も必要であろうと思うんですけど、ただ2名の方が了承して審議していたやつの扱いが今回の場合は難しいのかなという、その辺をどういう扱いにするのかということは今後3月までですか、集中的にどういう組織でどういう体制でやるのかというのは、この11月以降の新しい体制の中で決めていかなければならんのかなと私は思います。

○部会長（竹井道男君） 今おっしゃいました、どこでやるのかというのは、今の段階では、全員協議会の6条に書いてあるんですよ。その場所がいいのかどうかというのも若干今疑問がありまして、予算委員会を常任委員会化すれば、予算委員会の幅を広げれば、20名いらっしゃいますので、それ

それをまた分科会型にすれば十分いけるだろうと。ちょっとそこまでは気づきませんでしたけど。

あわせてこの全員協議会の6条の1項に同じようなことが書いてあるんで、そこの取り扱いも今後それを外そうと、それはもうこっちの方に、今おっしゃったような意見にするのか、何かそういうのをつくらうとか、それもあわせてちょっとご議論してほしかったんです。

ですから、今我々も完全に用意していないんで、櫻井委員がおっしゃいました、要はまず説明の場がどうするんだと、それから次に協議の場をどうするんだということですので、これがここでやる分なのか、議運の場なのかというのも整理がついていないので、それはやっぱり議長がかわった後にやらないと、議運の委員さんもかわってしまうんでというので、ちょっと申しわけないですけど多少おくらせてやるというのが状況です。ですから、ここで決められるかどうかですね、我々の立場として。

どうぞ、櫻井委員。

**○委員（櫻井清蔵君）** だからね、それは議長の判断やと思うの。議長がこの案件については全員で協議をすべきやと、これは担当委員会でもよろしいと、これは全員でやんなあかんという判断を議長がして、あくまで議会運営委員会というのは諮問機関やから、議長から議会運営委員会に諮問して、それでこういうふうにしたいでその日程をとってくれというような判断を議長たるものができるかできやんかということだけと、私はそう思う。議長判断です、これは。議長の権限で、この案件については本会議で集中審議をやりたいで、議会運営委員会はその日程を組んでくれというふうに指示したらいいわけやでね。それを諮問してもらったらいいんやでな。

それが一つと、もう一件、議会改革の中では、今も総合計画審議会でも2名の議員が行ってみると、4名が2名になったと。委員会へのいろんな派遣議員がありますわな、農業委員会なんかも行かへんようになったと。やっぱり議会があんまり行かんでもええと思うの、充て職みたいな形で。その整理もこの改革の推進会議でやるべきやと。だから、充て職でようけ行っておるやんかな。それぞれは重要な会合やろうけれども、それを最小限のところにとどめるというような議論も、今後進めていかれるんだったらお願いしておきたいです、その整理も。

**○部会長（竹井道男君）** わかりました。

委員の派遣については、随分前からできるだけ出さないみたいなことにしてありました。あと、条例上うたってあるところが今ネックになっておりますので、またそういうご議論があつて、松阪でしたかね、一切出さないみたいなところもありますので、もう少し状況を調べて、出す範囲を決めれば、議決を含むところは出さないんだとか、そんなご議論はここでできますので、その後またそれをどこへ持ち込むのかというのがありますが、またそういう意見はずうっと過去も、代表者会議でもずっと出ておりましたので、今回の派遣も2名、お2人からもいろんなお伺いが立っていますけど、一応2名の委員でやってもらおうというのがたしか代表者会議のお話でしたので、今後この部分については、また課題としてちょっとのせておきたいと思っておりますので、これは取り上げさせていただきます。

はい、櫻井委員、どうぞ。

**○委員（櫻井清蔵君）** 僕が思っておるのは、三泗鈴亀と広域連合議会、もうこの二つだけやと思っておるんや、極端な話。ここかて、あんまり議会が関与するとあかんのやね、国保の運営委員会も。国保も議会が入るとややこしくなるんや。

**○部会長（竹井道男君）** すみません、一覧表がつくってありますので、出させていただきます。も

う既につくってありますので、一回出して、全部リストをつくってありますので、それをもってまた改めて議論をしてもらおうということをお願いします。

ただ、その順番も、さっき言いましたように、やっぱり急ぐのは、今の新市まちづくりもそうですけれども、後期基本計画が3月に控えていて5年計画なので、そこの議論を先に走っていただいて、それと並行しながらどの順番か進めるというのは改めてまた皆さんの方から優先順位も決めていただくと思っておりますので、簡単なものはすぐに決まりますし、時間がかかるもの、それを11月にもう一度ご提示して、この順番でやってほしいという議論を皆さんの方からお伺いをしたいというふうに考えております。

今おっしゃられました委員派遣については、課題として上げるようにしておきますので、わかりました。

きょうは、今ご意見いただいた件はもう入れまして、それで新市まちづくりはここで議論はしばらくなので、議長には申しわけないけれども、議長の方にまた申し入れしていただいて、一応言いますと、全員協議会の6条の協議事項には、市政における基本的な計画の策定、現行計画の大幅な変更、新しい制度の導入なんかは協議できると、今現行でもできるようになっておりますので、そういう場所を使って、一度12月までに全員で議論できないかというようなことの申し出を逆に議長にさせていただくということの方がいいかと思えますね、現行でもやれますので。その後は、小坂委員がおっしゃいました、やっぱり予算委員会か何かをきちっとして、そこで全員でやるような体制の方が私はきれいかなという気もしますけれども、それもあわせて入れておきますので、この次のところで。そういう方法ですね、現状はこうで、今後どうという。その辺の議論もしていただいて、場所づくりが今あんまり明確でないんで、少し場所づくりを明記しておけば、そこでの開会をするかしないかだけの議論になりますので、それも含めて11月にちょっとお示しをしますので、ちょっと新市まちづくりは間に合わないような気がするんで、これはもう議長の方の判断をお願いせなあかんかなというふうには思います。

これは全員で推進会議を開催してオーケーをもらわなきゃいけませんので、ここは検討部会ですので、決めたことを多分また全員に周知せなあかんから、今の案件は多分議長の方へお願いしていただいた方が早いのかなという気がします。また同じことを3月にやらなあきませんので、ある意味では、櫻井委員、どうぞ。

○委員（櫻井清蔵君） こうやって議長さんも同席してもらっておるさかい、次期議長がどなたになるのか知りませんが、12月定例会の開催のときに集中審議ができるようにという、その申し継ぎぐらいは、議長、ちょっとやっておいてもらおうとありがたいけどな、引き継ぎ事項として。こういうようなことが、決算・予算委員会どうのこうのといっても間に合わんで。だけど、一応議長が知らんうちに出てきたということを責めるようで申しわけないけれども、引き継ぎ事項として集中審議をやるべきやと、申し出るべきやと、支持するように引き継ぎをしてもらおうようにお願いします。

それからもう1点、さっきの派遣議員の、有償、無償というのはおかしいけどさ、費用弁償が出ておる丸ペケを一覧表の中に入れておいてもらえませんか、お願いします。

○部会長（竹井道男君） わかりました。

一覧表は多分できあがっておりますので、そこに日当やったかな、支給があるかないか。それから、充て職の条例にあるなしとかもみんな一覧表につくってありますので、次回はそれを提出させていた

できます。

今、次回の議論に絡むような議論を随分していただいておりますので、できればこの範囲の中でご意見なりあれば、今のうちにお伺いしておきたいと思いますが、よろしいですかね。

最初の案件は少し議長の方に汗をかいていただいて、私の方の案件は1月ぐらいまでにはめどを立てたいというふうに考えておりますので、皆さんの方にはこれで時間をとっていただくことになりませんが、ぜひまたよろしく願いをいたしたいと思います。

なければ次の日程に入らせていただきますが、よろしいですかね。

(発言する者なし)

**○部会長（竹井道男君）** 次の日程が、先ほど申しました22日の議運の後というふうに考えておるんですが、そこじゃないともう12月議会が始まりますので、少しそこに資料を用意して、皆さんのお手元に配付しようと考えておりますけれども、よろしいでしょうかね。

一応1時から。22日が午前中議運の開催が予定されておりますので、午後1時から、3回目ですね、検討部会。

委員の方、よろしいですかね、日程的に問題ないですかね。

(発言する者なし)

**○部会長（竹井道男君）** じゃあ、問題なければ22日1時から開催させていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

事前に資料が配付できるようでしたら、もう事前に配付させていただきます。ちょっと事務局との調整が要りますけれども、極力事前に配付できるような格好でやらさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、きょうは説明というぐらいに考えておりましたが、大分突っ込んだような議論になりましたけれども、随分ボリュームのある内容が残っておりまして、2年任期となっておりますので、何とか2年の間には少しずつ形をつくっていきたいというふうに考えております。その間、議長や議運の委員長さんにもいろいろまたお願いせなあかんこともいっぱい出てまいりますので、連携をとりながらやらさせていただこうと考えております。

若干早いですが、次回の日程も決まりましたので、できるだけ事前配付をできるように努力をさせていただきますので、また当日よろしく願いをいたしたいと思います。どうもきょうはありがとうございました。

午後2時08分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 23 年 10 月 28 日

議会改革推進会議部会長 竹 井 道 男